

被保護者等住居・生活サービス提供事業の届出の事務処理 及び運営に関するガイドライン（案）の概要について

平成25年8月

福祉部 生活福祉課

1 趣 旨

川越市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（平成25年条例第17号）に基づき、2人以上の被保護者等に対して、住居等を提供するとともに、食事や生活必需品の供与などの生活サービスを提供することを目的とした事業（無料低額宿泊所を利用させる事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第8号に規定する事業をいう。）を除く。）の届出の事務処理の方法及び運営に係るガイドラインを作成し、適切な事業運営や利用者の適切な処遇を確保しようとするものです。

2 内 容

別添「被保護者等住居・生活サービス提供事業の届出の事務処理及び運営に関するガイドライン（案）」のとおりです。

3 施行期日

このガイドラインは、平成25年10月1日から施行しようとするものです。